

一宮市児童育成支援拠点事業の届出に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業に関し、法第34条の17の2第2項から第4項までに規定する児童育成支援拠点事業の届出等に関する事項を定めるものとする。

(事業開始の届出)

第2条 市の区域内において児童育成支援拠点事業を行う者（以下「事業者」という。）は法第34条の17の2第2項の規定に基づき、あらかじめ、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「施行規則」という。）第36条の37の3各号に掲げる事項を、次の各号の書類の提出により市長に届け出なければならない。

- (1) 児童育成支援拠点事業開始届（様式第1）
 - (2) 定款その他基本約款
 - (3) 運営規定
 - (4) 主な職員の名簿（氏名、資格、経歴及び職務内容が記載されたもの）
 - (5) 建物その他設備の図面
 - (6) 収支予算書
 - (7) 事業計画書
- 2 前項の規定に関わらず、市長がインターネットを利用して同項第6号及び第7号に定める内容を閲覧することができる場合は、提出を省略できる。

(事業変更の届出)

第3条 事業者は、前条の規定により届け出した事項に変更が生じたときは、法第34条17の2第3項に基づき、変更の日から1か月以内に、児童育成支援拠点事業変更届（様式第2）その他必要な書類の提出により市長に届け出なければならない。

- 2 前項の規定は、次条に規定する事業休止の届出をした事業者が、事業休止した当該届出に係る事業を再開するときについて準用する。

(事業廃止又は事業休止の届出)

第4条 事業者は、児童育成支援拠点事業を廃止、又は休止するときは、法第34条の17の2第4項に基づき、施行規則第36条の37の4各号に掲げる事項を、児童育成支援拠点事業廃止（休止）届（様式第3）その他必要な書類の提出により市長に届け出なければならない。

(事故の報告)

第5条 事業者は、当該事業の実施において事故が発生した場合は、施行規則第36条37の5に基づき、速やかに当該事実を市長に報告しなければならない。

(立入調査等)

第6条 市長は、法第34条の17の3第1項に基づき、事業者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若

しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 市長は、法第34条の17の3第3項に基づき、必要と認めるときは、一宮市行政手続条例（平成8年一宮市条例第25号）に定める手続きに従い、事業者に対し、その事業の制限又は停止を命ずることができる。

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長がその都度定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

児童育成支援拠点事業開始届

年 月 日

一 宮 市 長

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の職及び氏名）

電話（ ）

児童福祉法第6条の3第20項に規定する児童育成支援拠点事業を開始するので、同法34条の17の2第2項及び児童福祉法施行規則第36条の37の3第1項の規定に基づき届け出ます。

事業の種類	児童育成支援拠点事業
事業の内容 (該当する番号に○)	1：安全・安心な居場所の提供 2：生活習慣の形成 3：学習の支援 4：食事の提供 5：課外活動の提供 6：保護者への情報提供、相談支援 7：学校、医療機関、地域団体等の関係機関との連携 8：送迎支援 9：その他（ ）
職員の定数（内訳）	職員数： 名（管理者： 名、支援員： 名、その他： 名）
施設の名称	
施設の所在地	
建物その他設備の規模及び構造	専用区画： m ² その他設備の区画： m ² 建物の構造： 造 階数： 階建
施設の種類	
開所日数及び時間	
事業開始予定日	

添付書類	<input type="checkbox"/> 定款その他基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規定 <input type="checkbox"/> 主な職員の名簿（氏名、資格、経歴及び職務内容が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面 <input type="checkbox"/> 収支予算書（インターネット閲覧が可能な場合は省略可） <input type="checkbox"/> 事業計画書（インターネット閲覧が可能な場合は省略可）
------	--

児童育成支援拠点事業変更届

年 月 日

一 宮 市 長

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の職及び氏名）

電話（ ）

年 月 日に事業開始の届出を行った事業について、次のとおり変更したので、児童福祉法第34条の17の2第3項の規定に基づき届け出ます。

施 設 の 名 称		
施 設 の 所 在 地		
変 更 す る 事 項 (該当する番号に○)		1：事業の種類及び内容 2：事業者の氏名及び住所 3：定款その他の基本約款 4：運営規定 5：職員の定数及び職務内容 6：主な職員の氏名及び経歴 7：施設の名称、種類及び所在地 8：建物その他設備の規模及び構造並びにその図面 9：その他（ ）
変 更 内 容 (「変更する事項」 において○をした番号 に応じて記載)	変 更 前	
	変 更 後	
事 業 変 更 年 月 日		

添 付 書 類 (変更する事項により、 必要な書類を添付)	<input type="checkbox"/> 定款その他基本約款 <input type="checkbox"/> 運営規定 <input type="checkbox"/> 主な職員の名簿（氏名、資格、経歴及び職務内容が記載されたもの） <input type="checkbox"/> 建物その他設備の図面 <input type="checkbox"/> 収支予算書（インターネット閲覧が可能な場合は省略可） <input type="checkbox"/> 事業計画書（インターネット閲覧が可能な場合は省略可）
-------------------------------------	--

児童育成支援拠点事業廃止（休止）届

年 月 日

一 宮 市 長

事業者

住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）

氏名（法人名及び代表者の職及び氏名）

電話（ ）

年 月 日に開始の届出を行った事業について、次のとおり廃止（休止）するので、児童福祉法第34条の17の2第4項及び児童福祉法施行規則第36条の37の4の規定に基づき届け出ます。

施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
事業廃止又は休止する 年月日	
休 止 予 定 期 間 (該当する場合のみ)	
廃止又は休止の理由	
現に便宜を受けてい る児童に対する措置	